最終更新日：2021年3月31日
ＳＢＳホールディングス株式会社
代表取締役社長 鎌田　正彦
問合せ先：IR・広報部長　熊谷　知未
証券コード：2384
https://www.sbs-group.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスの充実を「経営課題の一つ」と捉え、創業の精神にもとづき定めた「ＳＢＳグループ行動憲章」の実現をとおして、株主、従業員、取引先および地域社会等の利害関係者（以下、併せて「ステークホルダー」という。）との良好な関係を維持しつつ、当社グループ全体の経営の透明性、効率性および健全性を高め企業倫理にもとづく事業活動をとおして実効性のある経営体制の構築に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4 招集通知の英訳】
当社は、海外投資家の議決権比率が総議決権数の20%以上となった時点で、決算説明資料や株主総会招集通知の英訳を行う等し、海外投資家が議決権の行使がしやすい環境の整備に努めてまいります。

【補充原則1-2-5 実質株主との対話】
当社は、株主総会における議決権を「基準日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主が有している。」とし、信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主が株主総会へ出席し、議決権を行使することを認めておりません。ただし、株主名簿上の株主をとおして事実株主が株主総会への出席を希望された場合は、株主名簿上の株主と協議して株主総会の傍聴を認めるかを検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画の監督】
当社の取締役会は、現在、最高経営責任者の後継者計画についての具体的な監督は行っておりませんが、今後の取締役会において後継者計画の策定・運用に係る監督について、検討を重ねてまいります。

【補充原則4-3-2,3 代表取締役の選解任の手続き】
当社は、代表取締役を解任するための手続きを確立しておりませんが、代表取締役の評価につきましては会社の業績や社会への貢献度等を踏まえ、取締役会において審議しております。また、今後は客観性・適時性・透明性ある選任または解任手続きの確立を目指して検討してまいります。

【補充原則4-8-2「筆頭独立社外取締役」を選任する等、独立社外取締役と経営陣との連携について】
当社は、経営陣幹部や監査等委員、監査等委員会等との連携を目的に筆頭独立社外取締役を設置することは、かえって序列意識や筆頭者への依存関係が生じ、逆にスムーズな連携を阻害する懸念があると考え、筆頭独立社外取締役を選任しておりません。
なお、経営陣幹部や監査等委員、監査等委員会等との連携が必要な場合は、取締役会事務局と監査等委員会が密接に連携し、適切なサポートを行うことで、問題は生じないものと考えております。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置等の方法による、独立社外取締役の関与・助言】
当社は、任意の諮問委員会を設置する予定はありません。取締役の指名や推薦、報酬等の重要な事項につきましては、独立社外取締役に事前に説明し、意見や助言を求めることで説明責任は果たせるものと考えております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスおよび多様性ならびに規模に関する考え方は、一義的に定めるものではなく、会社の事業状況によって異なると考えており、今後の検討課題としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式について】
(1) 政策保有に関する方針
当社は、当社グループが将来に向けて持続的に成長するためには「取引先企業との協力関係の構築は重要である。」と考えており、当社グループの企業価値向上の観点から「政策保有株式を保有する意義がある。」と判断した場合に限り、当該企業の株式を保有するものとしております。
(2) 政策保有株式にかかる検証の内容
当社は、主要な政策保有株式を個別銘柄ごとに取引関係の維持・強化によって得られるメリットを検証し、「当該企業の株式保有を継続することが中長期的に当社グループの企業価値向上への貢献度が小さい。」と判断される場合は、当社グループの業績や株式市場への影響等を考慮しつつ、取締役会の承認を経て当該株式を順次売却してまいります。
(3) 政策保有株式に関わる議決権行使基準
当社は、政策保有株式の議決権行使を原則として、保有先企業の経営方針や事業戦略等を個別に判断したうえで、議案内容が保有先企業および当社グループの企業価値向上に資するか否かを判断し、議案の賛否を判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
当社は、取締役が会社法に定める競業、または利益相反取引に該当するような取引（その他に利益相反の可能性が生じる取引を含む。）を行おうとする場合、または当社グループが議決権数の10%以上を保有する株主と取引を行おうとする場合は、取締役会の事前承認を受けるとともに、当該取引の終了後は遅滞なくその結果を取締役会へ報告することとしております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出個人年金制度を導入しており、従業員に対して運用制度の説明会等を定期的に開催しております。

【原則3-1 経営理念等、経営戦略、経営計画について】
(1) 当社は、コーポレートガバナンスの充実を「経営課題の一つ」と捉え、創業の精神にもとづき定めた「ＳＢＳグループ行動憲章」の実現をとおして、株主、従業員、取引先および地域社会等の利害関係者との良好な関係を維持しつつ、当社グループ全体の経営の透明性、効率性および健全性を高め企業倫理にもとづく事業活動をとおして実効性のある経営体制の構築に努めております。
なお、「ＳＢＳグループ行動憲章」は、次のWebサイトで開示しております。
≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/company/management/≫
(2) 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、グループのコーポレートガバナンスの基本的な考え方を纏めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定めております。
なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、次のWebサイトで開示しております。
≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/≫
(3) 当社は、監査等委員ではない取締役の報酬決定方針を、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、次のWebサイトで開示しております。
≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/≫
(4) 当社の取締役は、当社グループの経営、財務戦略、リスク管理および法令遵守等に関する多様な知見および専門性を有し、人格に優れ、求められる責務を遂行できる知識と経験、能力を有する人物を取締役社長が指名し、社外取締役に意見等を求めたうえで選任議案を取締役会に諮り、株主総会で承認を得ることとしております。また、グループ会社の代表取締役等の経営幹部の選任にあっても、人格に優れ、求められる責務を遂行できる知識と経験、能力を有する人物を取締役社長が指名し、取締役会に諮り承認を得ることとしております。
(5) 当社は、取締役候補者全員の個別の選任理由を、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲について】
(1) 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のため、重要な業務執行の決定および執行状況のモニタリングを行うほか、事業計画や経営理念の達成等の監督を行っております。
(2) 当社は、取締役会において審議すべき事項を「取締役会規則」に定めるとともに、法定事項や当社および当社グループの事業方針、経営に関わる重大課題およびその他決議事項についての意思決定を行っております。
(3) 当社は、案件の重要性や金額等を基準に定めた業務執行の権限範囲を「職務権限規程」で規定し、取締役社長、業務執行取締役および執行役員に対して権限を委譲しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用について】
当社は、監査等委員ではない取締役10名を選任しておりますが、そのうち3名は独立社外取締役であり、十分な人数を選任していると考えております。また、独立社外取締役は、取締役会において経営上の助言や指摘を行うとともに、当社グループの重要な会議に出席し、当社の中長期的な企業価値向上に寄与する役割と責務を果たしており、独立社外取締役としての監督は有効に機能していると考えております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質について】
当社は、独立社外取締役の実質的な独立性を担保するため、「社外取締役の独立性基準」を定め、その基準に抵触しない社外取締役の確保に努めております。
なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、次のWebサイトで開示しております。
≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/≫

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合の兼任状況について】
当社は、社外取締役を除く取締役が、他の上場会社の役員を兼務する場合は、「当該企業との取引関係の強化に資する等の明確な理由がある場合に限る。」としております。また、その兼任する数は合理的な範囲に留め、極力当社の職務に注力するとともに、当該兼務の状況を事業報告にて毎年開示することとしております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社は、取締役会の実効性を評価するため、年1回、全取締役および監査役を対象にアンケートを実施しております。
なお、2020年度におけるアンケート結果の概要は、次のとおりです。

1. 評価の方法
(1) アンケートは、全取締役(8名)および全監査役(4名)を対象に、無記名で次の4項目19設問について5段階で評価する方式とし、各設問のコメント欄および末尾に設けた自由記述欄に補足説明や意見等を記す方法としました。
① 取締役会の構成について(全2問)
② 取締役会の運営について(全5問)
③ 取締役会の議題について(全8問)
④ 取締役会を支える体制について(全4問) 計19問
(2) アンケートは、初回の2017年から今回で5回目の実施となりましたが、2020年3月開催の定時株主総会において、取締役および監査役の変更による評価への影響を含め、定点観測による比較検証を目的に2017年からの設問と同じ内容としました。
(3) アンケートへの回答結果や提出された意見につきましては、取締役会において意見交換を行うとともに、今後に向けての課題を共有し、取り組み等についての審議を行いました。

2. 評価結果の概要および課題
アンケートの全設問に対する評価点の平均は4.17であり、昨年の4.24より0.07ポイント下回りましたが、概ね満足できる水準で機能しているとの評価結果に至りました。

3. 今後の対応
当社の取締役会は、この度の評価結果を踏まえまして取締役会の実効性の更なる向上を目指し、議論を重ねたうえで必要な取り組みを実行し、継続的に改善に取り組んでまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
(1) 当社は、取締役へ各々が求められる役割を果たすため、就任時に取締役としての義務や責任に関する事項の説明を行います。また、社外取締役には、当社グループの経営方針や事業に関する説明を併せて行います。
(2) 当社は、取締役への継続的なトレーニングとして、年2回程度、外部講師を招く等して研修会を開催するほか、自己研さんに対して必要な支援を行います。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主、投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠と認識しております。そのため、株主・投資家の皆様と建設的な対話を行う基盤を構築するため取締役社長を中心とするIR体制の整備に努めております。
なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、次のWebサイトで開示しております。
≪https://www.sbs-group.co.jp/hdg/ir/governance/≫

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鎌田　正彦	14,388,400	36.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,156,200	12.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,575,700	3.96
ＳＢＳホールディングス従業員持株会	1,354,100	3.40
特定有価証券信託受託者　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	1,200,000	3.02
三井住友信託銀行株式会社(信託口　甲13号)	1,000,000	2.51
東武不動産株式会社	986,000	2.48
大内　純一	800,000	2.01
和佐見　勝	576,700	1.45
伊達　寛	449,800	1.13

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

(注)
1．上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次のとおりであります。
株式会社日本カストディ銀行(信託口)　5,156,200株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)　1,575,700株
特定有価証券信託受託者　株式会社ＳＭＢＣ信託銀行　1,200,000株
三井住友信託銀行株式会社(信託口　甲13号)　1,000,000株

2．発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3．2020年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社ならびに日興アセットマネジメント株式会社が2020年4月7日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2020年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

大量保有者　三井住友信託銀行株式会社
住所　東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
保有株券等の数　株式2,500,000株
株券等保有割合　6.29%

大量保有者　三井トラスト・アセットマネジメント株式会社
住所　東京都港区芝公園一丁目1番1号
保有株券等の数　株式555,500株
株券等保有割合　1.40%

大量保有者　日興アセットマネジメント株式会社
住所　東京都港区赤坂九丁目7番1号
保有株券等の数　株式539,700株
株券等保有割合　1.36%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月

業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩﨑　二郎	他の会社の出身者								△			
関本　哲也	他の会社の出身者											
星　秀一	他の会社の出身者								△			
松本　正人	他の会社の出身者								△			
辻　さちえ	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩﨑　二郎		○	2010年６月まで、当社グループの取引先である株式会社JVCケンウッド（当時はJVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社）の取締役執行役員常務を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の３事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の２％に満たないものです。	長年にわたる会社役員としての経営に関する豊富な経験と幅広い見識、また、社外役員としての経験と知見を当社の経営に反映していただけるものと判断して、社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

関本　哲也		○	2018年5月まで、当社グループの取引先である株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドの社外取締役を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。	弁護士としての豊富な経験と専門知識、および社外役員としての経験と知識を当社のコンプライアンス経営に活かしていただけるものと判断して、社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
星　秀一		○	2016年6月まで当社グループの取引先である伊藤忠食品株式会社の代表取締役社長を務めておられました。なお、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、当社の連結売上高の2%に満たないものです。 同氏は、2018年4月から2019年3月開催の当社定時株主総会で社外取締役に選任されるまでの間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該職務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであり、顧問報酬は年間1,000万円に満たないものでした。	長年にわたり総合商社の食品物流部門の責任者として勤務し、そこで蓄積した業務経験と会社役員として培った経営能力を、当社の取締役として活かしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
松本　正人	○		2016年6月まで当社取引先である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の代表取締役副社長を務めておられました。同社とは、当社の従業員持株会及び役員持株会の事務代行業務に係る取引があるほか、2018年のM&Aにおけるフィナンシャル・アドバイザリー業務に係る取引がありましたが、同社との取引実績は、当期およびその前の3事業年度のいずれにおいても、決算公告で開示されている同社営業収益の0.1%に満たないものです。 なお、同社は、当社の主要借入先である株式会社三菱UFJ銀行が属している連結企業グループに属しております。同行からの連結での借入額は、2019年12月末日現在、金融機関からの総借入額の約24.3%ですが、当社グループは他に複数の金融機関と取引があり、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。また、同行は当社株式を10%以上保有する主要株主にも該当しておらず、当社グループの意思決定に影響を与えるものではありません。 同氏は、2017年7月から2019年3月開催の当社定時株主総会で社外監査役に選任されるまでの間、当社の非常勤顧問を務めておりましたが、当該職務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであり、顧問報酬は年間1,000万円に満たないものでした。	金融機関における企業経営者としての豊富な経験に加え、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。
辻　さちえ	○	○	現在、株式会社エスプラス代表取締役、辻さちえ公認会計士事務所所長、一般社団法人日本公認不正検査士協会理事、株式会社シーボン社外監査役を兼任しておられます。当社と人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	公認会計士としての専門的知識・経験に加え、内部統制、内部監査、コンプライアンスに関する業務に長年取り組まれた経験を有しております。これらの専門的な知見を、当社の監査に活かしていただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）として選任しております。 東京証券取引所の定める独立性の基準等および当社の「社外取締役の独立性基準」をすべて満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）

監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する監査等委員会スタッフを1名選任しており、必要に応じて監査部がその業務を補助することで業務の円滑化を図っております。また、当社は監査等委員会スタッフの任命や異動等の人事権に関わる事項につきましては、事前に監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(1) 当社は、監査部に総勢10名の専任スタッフを配置し、当社および当社グループ各社の監査を行っております。また、監査部および会計監査人は、監査等委員会と定期的に連絡会を開催するなどし、当社および当社グループ各社に対して効率的な監査を実施しております。
(2) 監査等委員、監査部および会計監査人は、当社および当社グループ各社の内部統制部門と連携して監査計画を策定・実行し、その結果を取締役会へ報告しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員に関する情報は、株主総会招集通知（会社役員の状況、取締役選任議案）および有価証券報告書（コーポレート・ガバナンスの状況等）ならびに本報告書（独立役員関係）にて記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績報酬は、会社業績との連動性を高め、かつ客観性および透明性を高めるために評価の基本を「連結営業利益」としております。業績報酬の額は、連結営業利益の目標達成に応じた定量ポイントと役位ごとに求められる役割、機能、責任、実績を評価した定性ポイントの合計に役位ごとの基準額を乗じて算定し支給しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、「有価証券報告書」および「事業報告」において、総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

(1) 取締役 (監査等委員である取締役を除く) の報酬については、取締役社長が取締役会の一任を受けたうえで、内規に従って各取締役の報酬案を策定し、監査等委員である取締役および社外取締役に意見を求めたうえで決定しております。なお、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。
(2) 当社の取締役に対する報酬総額の上限は、2021年3月25日に開催した第35回定時株主総会において承認を得ており、監査等委員でない取締役に対する報酬として、年額200百万円以内 (うち社外取締役年額40百万円以内) 、監査等委員である取締役に対して年額50百万円以内となっております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会における議論を活性化させることを目的として、取締役会資料を各取締役および各監査役に事前に送付するとともに、社外取締役の要望に応じて、起案部署において議案の事前説明を行う等し、社内の取締役との情報格差を最小化するよう努めております。また、社外監査役の職務を補助する監査役スタッフを1名選任しており、必要に応じて内部監査組織である監査部もその補助を行うことで業務の円滑化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の現状のコーポレート・ガバンンス体制の概要は、次のとおりです。

<会社の機関の内容>
(1) 当社は監査等委員会設置会社であり、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人を会社の機関として設置しております。
(2) 当社の取締役会は、意思決定機関として法令および定款に定められた事項のほか、経営方針および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。
(3) 取締役会は、月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、取締役による迅速かつ効果的な意思決定が行える体制としております。また、社外取締役を除く、一部の取締役は主要子会社の取締役を兼任しており、取締役会への出席をとおして子会社の重要事項の審議およびグループの意思疎通の円滑化を図っております。
(取締役会構成員の氏名等)
議長:代表取締役社長　鎌田正彦
監査等委員以外の構成員:
鎌田正彦、入山賢一、泰地正人、田中康仁、若松勝久、加藤元、佐藤広明、社外取締役の岩﨑二郎、関本哲也、星秀一

<監査等委員会による監査・監督>
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成し、このうち2名が社外取締役であります。監査等委員は、月1回以上監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時の監査等委員会を開催し、監査等委員以外の取締役会の業務執行や違法性を監査・監督しております。また、議長の山下泰博を中心として取締役会をはじめとする社内の重要な会議に出席し、必要に応じて助言を行っております。
(監査等委員会構成員の氏名等)
議長:山下泰博
構成員:山下泰博、社外取締役の松本正人、辻さちえ

<会計監査の状況>
(1) 監査法人の名称:ＥＹ新日本有限責任監査法人
(2) 継続監査期間:20年間
(3) 業務を執行した公認会計士:
指定有限責任社員　業務執行社員　月本　洋一氏
指定有限責任社員　業務執行社員　石田　勝也氏
(4) 監査業務に係る補助者の構成:
当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他16名により構成されております。
(5) 監査法人の選定方針と理由:
会計監査人の選定については、監査等委員会は、当社の業務内容に対して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模と世界的なネットワークを持つこと、審査体制が整備されていることさらに監査実績などにより統合的に判断し、選定しております。
監査等委員会は、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合は、監査等委員会が当該会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に記載のいずれかに該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意にもとづき、会計監査人を解任することができます。
会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に召集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。
(6) 監査等委員および監査等委員会による監査法人の評価
監査等委員会設置会社移行前の監査役および監査役会は、会計監査人の独立性および監査の品質管理のための業務運営について適切に評価するための基準を策定し、必要な専門性を有することについて検証し、確認しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が現在の体制を採用している理由は、次のとおりです。
(1) 当社および当社グループ会社の経営上の最大の強みである迅速な意思決定と意思決定機関の機動性の確保
(2) 客観的・中立的な経営の監視による経営の健全性の堅持

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の発送期限に対して余裕を持って発送することを方針としている。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の開催を避けて開催日を決定している。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の方々に議決権行使をしていただけるよう、パソコンや携帯電話からインターネット経由で議決権行使ができる方式も選択可能としている。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使は、書面による行使のほか、パソコンや携帯電話からインターネット経由で行使できる方式も選択可能としている。
その他	招集通知は、書面（注記表は、当社ウェブサイトで提供）にて提供している。なお、招集通知は、当社のウェブサイトおよび株式会社東京証券取引所のウェブサイトで開示している。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーは、当社のウェブサイトで開示している。 ≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/disclosure/≫	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期および期末決算発表後に説明会を開催している。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上にIR情報のページを設け、IRカレンダーおよび決算短信等の資料、ならびにIRリリース等を掲載している。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの所管部署として、IR・広報部を設置している。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「SBSホールディングス　コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、株主以外のステークホルダーの尊重と協働について規定している。なお、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は、当社のウェブサイトで開示している。 ≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/ir/governance/≫
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	中期経営計画を策定し、グループ全体のCO_2排出量とエネルギー消費量の評価を行っており、ＣＳＲへの取り組みを含め、環境計画および推進体制ならびに活動実績等は、年1回発行している「BUSINESS & CSR REPORT」、または当社のウェブサイトで開示している。 ≪https://www.sbs-group.co.jp/sbsh/csr/report/≫
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	任意開示事項を含め、当社のウェブサイトおよびＴＤnetで開示している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．当社および当社グループ会社の取締役および従業員等の職務執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社および当社グループ会社は「ＳＢＳグループ企業倫理規程」および「ＳＢＳグループコンプライアンス規程」にもとづき、取締役および従業員等に対して法令および定款ならびに社内諸規程等の遵守を徹底しております。また、当社グループ会社と協働して設置した「ＳＢＳグループコンプライアンス会議」等の活動をとおして、コンプライアンス体制の維持･向上を推進する体制としております。
(2) 当社および当社グループ会社は「取締役会規則」をはじめとする社内諸規程を整備し、取締役および従業員等の行動や意思決定が、法令および定款に違反することのない体制としております。
(3) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に定める原則を適切に実行し、財務報告に関わる内部統制の適正かつ、効率的な体制としております。
(4) 当社の監査部は監査等委員と密接に連携を保ち、当社および当社グループ会社の業務監査にあたります。また、業務監査において重大な法令または定款違反、もしくはその他不当な事実を発見した場合は、当社の代表取締役および当該グループ会社の代表取締役に報告し、改善を求める体制としております。ただし、緊急の事案については「ＳＢＳグループコンプライアンス会議」へ事実関係の調査や勧告、監査等委員会へ緊急の取締役会の招集を提案する等、適切な対応を講ずる体制としております。
(5) 当社および当社グループ会社の従業員等は、法令もしくは定款、またはコンプライアンスに違反する行為を知り得た場合は、内部通報制度に定める相談窓口へ連絡する体制としております。

2．取締役の職務の執行に関わる情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務の執行に関わる文書（電磁的記録を含む。）を「文書管理規程」、「機密文書管理規程」および「ＳＢＳグループ情報セキュリティポリシー」にもとづき保管･管理し、取締役が職務上必要な場合は、自由に閲覧･謄写できる体制としております。
なお、文書の保存年限は「文書管理規程」において定めるものとし、法令等により保存年限が定められているものは、それ以上の期間を保存年限として定めております。

3．当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程とその他の体制
(1) 当社およびグループ会社は「ＳＢＳグループリスク管理規程」にもとづき、事業部門ごとに対応すべきリスクを抽出し、その対策を講じることによってリスクによる損害や損失発生の未然防止と損害等の最小化を図る体制としております。また、当社はグループ会社と協働して設置した「ＳＢＳグループリスク管理会議」にて、リスク対策の実施状況とその結果を「ＳＢＳグループＣＳＲ推進委員会」へ報告し、承認を得る体制としております。
(2) 当社および当社グループ会社は、関係法令および「ＳＢＳグループ運輸安全マネジメント運用基準」にもとづき各社ごとに車両事故および労働災害発生の未然防止にあたるほか、当社に専門部署を設置し、安全教育の実施と啓発活動を推進する体制としております。また、当社はグループ会社と協働して設置した「ＳＢＳグループ運輸安全推進会議」にて発生した事故原因を分析し再発防止対策および職場における安全衛生の向上に取り組む体制としております。
(3) 当社および当社グループ会社は、大地震等の大規模自然災害により被災した場合に備え、「ＳＢＳグループリスク管理規程」および各社が定める「事業継続計画書」にもとづき対策本部を設置するなどし、事業の復旧および継続に取り組む体制としております。

4．当社および当社グループ会社の取締役の職務執行が、効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社および当社グループ会社は「取締役会規則」、「職務権限規程」および「稟議規程」をはじめとする社内諸規程にもとづく意思決定ルールにより、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制としております。
(2) 当社およびグループ会社は、毎期初にそれぞれ当該事業年度の事業計画を策定し、月次の取締役会等でその進捗状況を検証･評価するほか、緊急の課題への対応や環境の変化にも即座に対応できる体制としております。

5．当社グループ会社の取締役等の職務執行に関わる事項と当社への報告に関する事項
(1) 当社グループ会社は、自社の事業の経過、財産の状況およびその他の重要事項について、定期的に当社へ報告し、情報を共有する体制としております。
(2) 当社は、当社グループ会社が重要事項の意思決定を行う場合は、その意思決定に際して当社が定める「国内関係会社管理規程」、「海外関係会社管理規程」およびその他関連規程にもとづき当社の担当部署と協議し、所定の決裁を受ける体制としております。

6．監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役または使用人を置くことを求めた場合は「監査等委員会スタッフ」を選任し、配置する体制としております。

7．上記の取締役または使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会スタッフの任命ならびに人事評価、人事異動および懲戒等に関しては、監査等委員の意見を尊重して決定する体制としております。
(2) 監査等委員会スタッフへの指揮･命令は監査等委員とし、監査等委員会スタッフは、他の業務を兼務することはできない体制としております。

8．当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等が当社の監査等委員へ報告するための体制
当社および当社グループ会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等が、法令もしくは定款またはコンプライアンスに違反する事実、あるいは会社に著しい損害を与える恐れのある事実を知り得た場合は、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員へ報告する体制としております。また、当社の監査等委員から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告する体制としております。

9．上記の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社グループ会社は、上記の報告を行った取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員等に対して、当該報告を行ったことを理由に不利な取り扱いを受けない体制としております。

10．監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)にて生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関わる方針に関する事項
当社は、監査等委員がその職務の執行において生じる費用の前払いまたは償還等を求めた場合は、速やかにその手続きを行います。

11. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席し必要に応じて助言を行うほか、各種の会議議事録、その他の文書を自由に閲覧することができる体制としております。
(2) 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要な課題等についての意見交換を行う体制としております。
(3) 監査等委員は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および当社グループ会社は「ＳＢＳグループ行動憲章」、「ＳＢＳグループ企業倫理規程」および「ＳＢＳグループ反社会的勢力対策規程」を遵守することにより、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

SBSホールディングス　コーポレート・ガバナンス体制図

